

令和8年4月21日

## 民生環境常任委員協議会会議概要

委員長 関 貴 光

副委員長 山 本 武 朝

1 開催日時 令和8年4月21日（火曜日）午前9時57分～午前10時19分

2 開催場所 第2委員会室

### 3 報告事項

- (1) ツキノワグマ等の市街地等出没時対応に向けた本市の体制整備状況について
- (2) 訴訟（住民訴訟事件）について
- (3) 青森市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について
- (4) 地域医療連携推進法人あおもり医療連携推進機構の参加団体拡大について

### ○出席委員

委員長	関 貴 光	委員	万 徳 なお子
副委員長	山 本 武 朝	委員	木 村 淳 司
委員	小 熊 ひと美	委員	竹 山 美 虎
委員	山 田 千 里	委員	小豆畑 緑

### ○欠席委員

なし

### ○説明のため出席した者の職氏名

環境部長	中 村 敦	福祉部次長	福 島 清 裕
福祉部長	白 戸 高 史	こども未来部次長	泉 澤 豊
こども未来部長	大久保 綾 子	保健部次長	種 市 靖 子
保健部長	佐 藤 秀 彦	市民病院事務局次長	小 鹿 正 憲
市民病院事務局長	今 国 弘	市民病院事務局総務課長	溝 口 篤 史
環境部次長	武 田 泰 孝	関係課長等	

### ○事務局出席職員氏名

議事調査課主査	山 田 達	議事調査課主査	山 下 貴 子
---------	-------	---------	---------

○**関貴光委員長** 皆さんおはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）ただいまから、民生環境常任委員協議会を開会いたします。

本日は、今年度最初の常任委員協議会ですので、出席している理事者に自己紹介をお願いしたいと思います。

環境部長から順にお願いいたします。

○**中村敦環境部長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）4月1日から環境部長に着任いたしました中村と申します。所属町会は八重田町会、趣味はランニングです。どうぞよろしく申し上げます。

○**関貴光委員長** 福祉部長。

○**白戸高史福祉部長** 今年度も引き続き福祉部長をやらせていただくこととなります。白戸でございます。よろしく申し上げます。

○**関貴光委員長** こども未来部長。

○**大久保綾子こども未来部長** 2年目になります、こども未来部長の大久保でございます。今年度もどうぞよろしく申し上げます。

○**関貴光委員長** 保健部長。

○**佐藤秀彦保健部長** 4月から保健部長を拝命いたしました佐藤でございます。昨年度まで市民部で頑張らせていただきましたが、今年度は保健部で力を尽くしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

○**関貴光委員長** 市民病院事務局長。

○**今国弘市民病院事務局長** 市民病院事務局長の今です。引き続きよろしく申し上げます。

○**関貴光委員長** ありがとうございます。

それでは、本日の案件に早速入っていきます。

初めに、「ツキノワグマ等の市街地等出没時対応に向けた本市の体制整備状況について」報告を求めます。環境部長。

○**中村敦環境部長** ツキノワグマ等の市街地等出没時対応に向けた本市の体制整備状況について御報告いたします。

資料1を御覧ください。

初めに「1 ツキノワグマ出没状況等」についてですが、令和7年度における本市のツキノワグマの出没件数は324件と、令和6年度の120件に比べ2.7倍となり、人身被害1件のほか、市街地や農村地域の住宅近くに出没する事案も多く発生いたしました。

このような状況を踏まえまして、「2 本市における体制整備状況」に記載のとおり、ツキノワグマなど危険鳥獣の出没時に、関係機関・団体、庁内関係部局と連携し、迅速に対応できるよう体制強化を図るため、1つには、環境部環境保全課内に新たに危険鳥獣対策室を設置、2つには、第一種銃猟免許を有し一定の狩猟経験を満たすガバメントハンターを危険鳥獣対策室に1名配置、3つには、青森市ツキノ

ワグマ等の市街地等出没時対応マニュアルを策定いたしました。

このうち、対応マニュアルの策定につきましては、資料2「青森市ツキノワグマ等の市街地等出没時対応マニュアルの概要」、A3横版の資料を御覧いただきたいと思っております。

対応マニュアルには、「1 基本方針」といたしまして、「住民への注意喚起と安全確保」と「排除又は捕獲」について定め、住民の安全確保を最優先とすることや、人の日常生活圏に熊がとどまっている場合には追い払いにより人の日常生活圏から排除することを基本とするものの、追い払いによって住民に危害が及ぶ可能性がある場合は、現地において対応方法を検討し、鳥獣保護管理法に基づく許可捕獲、緊急銃猟などを行うことを明記いたしました。

また、「2 クマ等の出没情報が寄せられたときの対応」といたしまして、青森県ツキノワグマ出没情報管理システム「くまログあおもり」と市公式LINE、SNS等により、迅速に情報発信及び注意喚起を行うことや、熊の出没状況を踏まえた対応を行うため、人身被害発生危険度に応じ、事案ごとにレベル1の監視、レベル2の警戒、レベル3の緊急対策の3段階に区分し、レベルを設定するとともに、対応レベルがレベル3の緊急対策で、かつ、銃猟によって人の生命または身体に危害が及ぶおそれがないなどの条件を満たす場合には、緊急銃猟により対応することを明記いたしました。

さらには、資料右側の「3 緊急銃猟による対応」といたしまして、緊急銃猟が迅速かつ安全に実施できるよう対応フローや安全確保のためのチェックリストを作成したほか、資料下段に全体フロー図を掲載しておりますが、緊急時における役割分担を定め、庁内関係部局による総務班などを編成するとともに、警察、猟友会、県との連携体制や実施方法などを整理いたしました。

以上が、対応マニュアルの概要となります。

再び資料1にお戻りいただきたいのですが、「3 令和8年度の主な取組」についてであります。1つに、市、県、警察、消防、猟友会等の関係者による緊急銃猟に関する講義・訓練の実施、2つに、過去の熊の出没状況や生息状況等を踏まえた、人の日常生活圏への侵入抑制対策を講じるための調査及び提案に係る業務委託の実施、3つに、熊を誘引するおそれのある柿や栗などの自家消費としている樹木を伐採する費用の一部を支援する放任果樹伐採補助事業の実施、4つに、緊急銃猟に必要な無線機をはじめ、生息状況調査に要するトレイルカメラ、箱わななど資機材等の整備、5つに、広報あおもりへの記事掲載や町会・町内会へのリーフレット配布、くまログあおもり及び市公式LINE、SNS、ホームページを通じた市民等への注意喚起、6つに、4月24日開催予定の青森市ツキノワグマ被害防止連絡会議等を通じて関係機関等との連携強化を進めることとしております。

県内では、本年4月以降に熊の出没情報が相次いでいるため、青森県が4月20日付でツキノワグマ出没警報を発表したところであり、本市におきましても、4月

16日に合子沢で、また、4月19日に鶴ヶ坂で熊の目撃情報が寄せられております。新緑が芽吹くこれからの時期、熊の活動が活発になってきますので、通報等があった場合には速やかに市民へ情報発信するとともに、関係機関等と連携し、適切に対応してまいります。

以上でございます。

**○関貴光委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。小熊委員。

**○小熊ひと美委員** 確認なんですけれども、ガバメントハンターを1名配置ということで、これは職員として、銃の免許を持った方を配置したということですか。

**○関貴光委員長** 環境部長。

**○中村敦環境部長** ガバメントハンターにつきましては、青森市職員として採用しております。採用したガバメントハンターは第一種銃猟免許を所持している方です。

**○関貴光委員長** 小熊委員。

**○小熊ひと美委員** 分かりました。じゃあ、いつも庁内にいらっしゃるということですか。

**○関貴光委員長** 環境部長。

**○中村敦環境部長** 平日は、木曜日以外庁内に、午前8時半から午後1時半まで執務室に在席する状況となります。

**○関貴光委員長** 小熊委員。

**○小熊ひと美委員** 正規の職員ということなんですか。会計年度任用職員とかではなくて。

**○関貴光委員長** 環境部長。

**○中村敦環境部長** 会計年度任用職員ではなくて、非常勤特別職という職種になります。

**○関貴光委員長** ほかに発言ありませんか。万徳委員。

**○万徳なお子委員** 前に議会で赤平議員が聞いたと思うんですが、猟友会の皆さんの保険とか、何かあったときの補償などは検討されたでしょうか。

**○関貴光委員長** 環境部長。

**○中村敦環境部長** 実際に緊急銃猟等を実施するといった場合に、青森市として保険に加入しております。ガバメントハンターを含めまして、猟友会もそうですけれども、補償の対象になるという保険に加入しております。

**○関貴光委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** 保険の中身は、また別途お尋ねすることがあるかもしれませんが、同じく前の一般質問で、捕獲情報を公表するかどうかとも検討するという答弁だったんですが、その後どうなったでしょうか。

**○関貴光委員長** 環境部長。

**○中村敦環境部長** 捕獲情報の公表につきましては、捕獲した都度都度公表するということは考えておりません。といいますのは、他県において、捕獲した情報をその都度その都度公表することによって、クマの愛護団体等から多数の御指導のお電話をいただいたりとかという状況になることが想定されることから、青森市としては、個々に、個別にその都度その都度公表する考えはありませんが、1年間一括して整理した情報を、ホームページ等で情報発信することは昨年度からやっておりますので、今年度も、一定の期間の後に捕獲情報は発信していく考えでおります。

以上です。

**○関貴光委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** 資料1の一番下の、(6)の4月24日予定の関係機関というのは、恐らく市、県、警察、消防、猟友会ですよ。それで、この(1)に講義や訓練とありますが、その講師はどなたになるものかなど。もし検討されている中身があれば、お知らせください。

**○関貴光委員長** 環境部長。

**○中村敦環境部長** 資料1の3の(1)に記載の訓練の講師に関しましては、委託業者の方に講師になっていただく予定にしております、契約手続はこれから行うことにしております。

以上です。

**○関貴光委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** どんな方なのかなど、ちょっと関心があったんですけども、以上でいいです。

**○関貴光委員長** ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○関貴光委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「訴訟（住民訴訟）について」報告を求めます。保健部長。

**○佐藤秀彦保健部長** 保健部から御報告を申し上げます。

訴訟について御報告いたします。

令和8年1月30日に、青森地方裁判所から訴状の送達がありました。訴状到達後、情報整理と法的な検討を進めながら、必要な準備を進めてまいりました。去る3月10日に青森地方裁判所から口頭弁論期日の連絡がありまして、本日の委員会で御報告させていただくことになったものです。

原告は住民監査請求の請求人、被告を青森市長及び青森市とする住民訴訟です。

まず、初めにこの経緯についてであります。資料の下のほうにある「〔参考〕経緯等」に記載しております。

令和7年10月15日付で、原告から、「請求の概要」に記載のとおり、国から交付されたワクチン生産体制等緊急整備基金を本来の基金目的から逸脱させて新型コロナワクチン接種事業に流用したのではないかと、また、本来であれば国庫支出金とし

て計上すべきところを諸収入・雑入として処理し、会計科目の偽装をしたのではないかと、財務会計上の違法性を問うことなどを内容とする住民監査請求が提出されたものです。

これらの点について監査委員による審理が行われ、令和7年10月31日付で、請求を却下する旨の監査結果が請求人に通知されたところです。その結果を不服として、同年11月27日付で住民訴訟が提起されたものであります。

続きまして、資料上のほうに戻りまして、「2 訴状の概要」の「(3) 請求の趣旨」のところを御覧ください。

請求の趣旨といたしましては、1つに、主位的請求として、被告は青森市長に対し、金1円及びこれに対する本訴状送達の日から支払済みまで年3%の割合による金員を青森市に支払うよう請求せよ、2つに、主位的請求が認められなかったときの予備的請求として、令和6年度におけるワクチン生産体制等緊急整備基金——令和6年度青森市高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種事業に対する国からの助成金である4億977万9000円の新型コロナワクチン接種事業への流用は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第5条に違反し違法であることを確認する、また、令和6年度決算における上記国庫補助金の諸収入・雑入としての計上は、地方自治法第216条に違反し違法であることを確認する、3つに、訴訟費用は被告の負担とする、との判決を求めています。

現在、「3 第1回口頭弁論期日」に記載のとおり、令和8年5月15日の第1回口頭弁論期日に向けて準備を進めているところです。

市といたしましては、引き続き、口頭弁論等の今後の手続に適切に対応してまいります。なお、本件は現在係争中であることから、具体的な内容についてはお答えしかねますので、御報告のみとさせていただきます。

報告は以上でございます。

**○関貴光委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○関貴光委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について」報告を求めます。保健部長。

**○佐藤秀彦保健部長** 続きまして、青森市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について御報告いたします。

本計画の改定に当たりましては、本民生環境常任委員会の委員の皆様をはじめ、青森市地域保健専門分科会へ計画案を御説明し、作業を進めてまいりました。このたび、令和8年3月に計画を改定いたしましたので御報告するものであります。

配付資料①『青森市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定素案）』に対する意見募集の結果について」を御覧ください。

本計画につきましては、1月5日から2月4日までの1か月間、わたしの意見提

案制度を実施し、市民の皆様から御意見を募集いたしました、「3 提出された意見」に記載のとおり、寄せられた御意見はありませんでした。

配付資料②は本計画の概要版、配付資料③は計画の詳細な内容となっております。

今後におきましては、わたしの意見提案制度の実施結果及び本計画を市ホームページへ掲載するほか、5月1日から5月31日まで、市役所各庁舎や支所、市民センターなどにおきまして縦覧を行うこととしております。

説明は以上でございます。

**○関貴光委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○関貴光委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「地域医療連携推進法人あおもり医療連携推進機構の参加団体拡大について」報告を求めます。市民病院事務局長。

**○今国弘市民病院事務局長** 地域医療連携推進法人あおもり医療連携推進機構の参加団体拡大について御報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

1に記載のとおり、あおもり医療連携推進機構とは、県立中央病院と市民病院の共同経営・統合新病院の整備に当たり、地域医療構想の実現を目指し、統合前から関係病院の機能分担及び業務の連携の推進を図るとともに、青森地域保健医療圏において質の高い効率的な医療提供体制を確保していくことを理念に掲げ、令和7年3月に認定を受けた地域医療連携推進法人であり、参加団体は、市民病院と浪岡病院を所管する本市と、県立中央病院、つくしが丘病院を所管する県となっております。

2になりますが、法人設立後、当法人では、まずは県立中央病院・市民病院との紹介・逆紹介が一定数ある、病床数を持ついわゆる病院を対象に、地域医療連携推進法人に係る勉強会を計4回開催し、理念や運営方針、加入のメリットなどの周知を図るとともに、意見交換を行ってまいりました。その結果、本年3月までに、平内町、外ヶ浜町の2自治体、資料に記載のとおり民間医療機関5団体から参加の申し出があり、4月より新たに7団体が当法人に加わることとなったものであります。

3として、令和8年度、本年度の主な取組についてであります。診療機能の連携・集約化を進めるとともに、町立や民間病院も対象に加えた医療従事者の資質向上に関する教育・人材交流に係る取組や、人材確保、診療材料等の共同購入などについて検討を進め、環境が整い次第、可能となるものから順次実施してまいりたいと考えております。また、参加団体のさらなる拡大に向けたPRを引き続き実施してまいりたいと考えてまいります。

報告は以上でございます。

**○関貴光委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○関貴光委員長** 質疑はないものと認めます。

この際、ほかに理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○関貴光委員長** また、委員の皆様から御意見等ありませんか。万徳委員。

**○万徳なお子委員** 1つ市民から問い合わせがありまして、以前、山本委員の会派で取り上げたと思いますが、アピアランスケアです。乳がんになった方の補整具とか、あとウィッグとか、この購入費用の助成は、県ではやっているし、各市町村も実施団体が出ていて、弘前市、八戸市、黒石市などがあるんですけども、青森市は今年度実施するんでしょうか。

**○関貴光委員長** 保健部長。

**○佐藤秀彦保健部長** 保健部からお答え申し上げます。

今、万徳委員から御紹介がありましたアピアランスケア用品、いわゆるがん治療をされている患者さんが、脱毛とか肌の変化、そういった外見の変化によって生じる精神的、身体的な苦痛を軽減して、その人が社会生活を送れるように支援するというものであります。この購入費用が、医療費控除や保険の対象外という背景もあり、患者さんに一定の負担が出ているという認識は持っております。

こういった背景を踏まえまして、青森県で令和7年度からこれに対する助成事業が始まったというものであります。また、一部の自治体においては、独自の助成ということもやられているというところは認識しております。

今年度やるかどうかということですが、青森市としては、こちらについての予算計上等はしておりませんので、今年度実施というお話にはならないんですが、これまで市としては、がんの早期発見、早期治療、そういったところの検診による予防というところに注力して事業を進めてきたところですが、また一方で、こういった国、県の動きもありますことから、こうした動向を今後も注視しながら、市としての対応というものは引き続き考えていきたいと思っております。

以上です。

〔万徳なお子委員「分かりました」と呼ぶ〕

**○関貴光委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○関貴光委員長** なければ、以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。お疲れさまでした。

( 会 議 終 了 )